

○福岡県警察の行う会計の監査に関する訓令

平成18年4月17日

福岡県警察本部訓令第15号

福岡県警察の行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

福岡県警察の行う会計の監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)その他別に定めがあるもののほか、福岡県警察における会計経理の適正を期するため、福岡県警察の行う会計の監査(以下「会計監査」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 福岡県警察の職員をいう。
- (2) 所属 福岡県警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部、警察学校並びに警察署をいう。

(監査責任者)

第3条 会計監査の責任者(以下「会計監査責任者」という。)は、福岡県警察本部長とする。
2 会計監査は、会計監査責任者が、会計監査の対象とする所属に対して行うものとする。
3 会計監査責任者は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に会計監査を行わせることができる。

(会計監査実施計画)

第4条 会計監査責任者は、毎年度、会計監査実施計画(規則第2条第1項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。)を作成するものとする。
2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 会計監査の重点項目
(2) 会計監査の対象とする所属
(3) 会計監査の時期

(会計監査実施計画の変更)

第5条 会計監査責任者は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があると認めるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(実施)

第6条 会計監査責任者は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。
2 前項に規定するもののほか、会計監査責任者は、会計経理の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

(説明の要求等)

第7条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があると認めるときは、会計監査の対象とする所属の長(以下「対象所属長」という。)に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第8条 会計監査責任者は、毎年度終了後、速やかに、前年度における会計監査の実施の状況を福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、会計監査責任者は特に必要があると認めるときは、速やかに、会計監査の実施の状況を公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第9条 会計監査責任者は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を対象所属長に指示するものとする。

- 2 会計監査責任者は、前項の規定による指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、対象所属長に報告を求めるものとする。

(運用細則)

第10条 この訓令の運用に関し必要な事項は、別に定める。